

地域の自立・活性化活動支援事業交付金



～地域の元気づくりに取り組んでみませんか～

町内で地域をより良くするために自ら積極的に取り組むコミュニティ、住民団体、NPO等を応援します。

■対 象

1. 対 象 者	(1)町内に事務所等を置くコミュニティ (2)町内で自立・活性化に資する活動を行うコミュニティ ※コミュニティとは、自主的な意志によって構成する組織のこと
2. 対象事業 及び支援額	(1)地域の自立・活性化のために新たに取り組む事業 事業費の10/10以内（交付上限10万円） (2)(1)の事業のうちイベント開催・広域交流・景観形成等の活動 事業費の1/2以内（交付上限30万円） (3)協働で実施することにより地域の課題解決が図られる事業 事業費の10/10以内（交付上限50万円） 地域の課題を解決するために、町民と町が役割と責任を分担し、お互いの“強み”を持ち寄って連携・協力する「協働」の取り組みを推進します。 「協働」の取り組みについては、コミュニティと役場の担当部署との共同提案としてください。 ※ハード事業費及び食糧費は原則として対象外です。ただし次の範囲で事業遂行のためやむを得ない場合についてはこの限りではありません。 ・ハード事業費(備品購入費や設備費など):交付金額の2分の1以内 ・食糧費:講師の昼食代等(詳細は裏面「対象経費(例)」参照) ※祭り、運動会、スポーツ大会等地域で通常一般的に行われている事業や地域住民の交流行事等親睦を主たる目的とする事業は対象外です。

■募集期限 ※予算額に達し次第、募集を終了します。

- ・1次募集:令和7年4月14日(月)
- ・2次募集:令和7年6月13日(金)
- ・3次募集:令和7年9月11日(木)

町ホームページ



募集案内

■申請・問い合わせ先

北栄町役場企画財政課政策企画室(大栄庁舎2階)

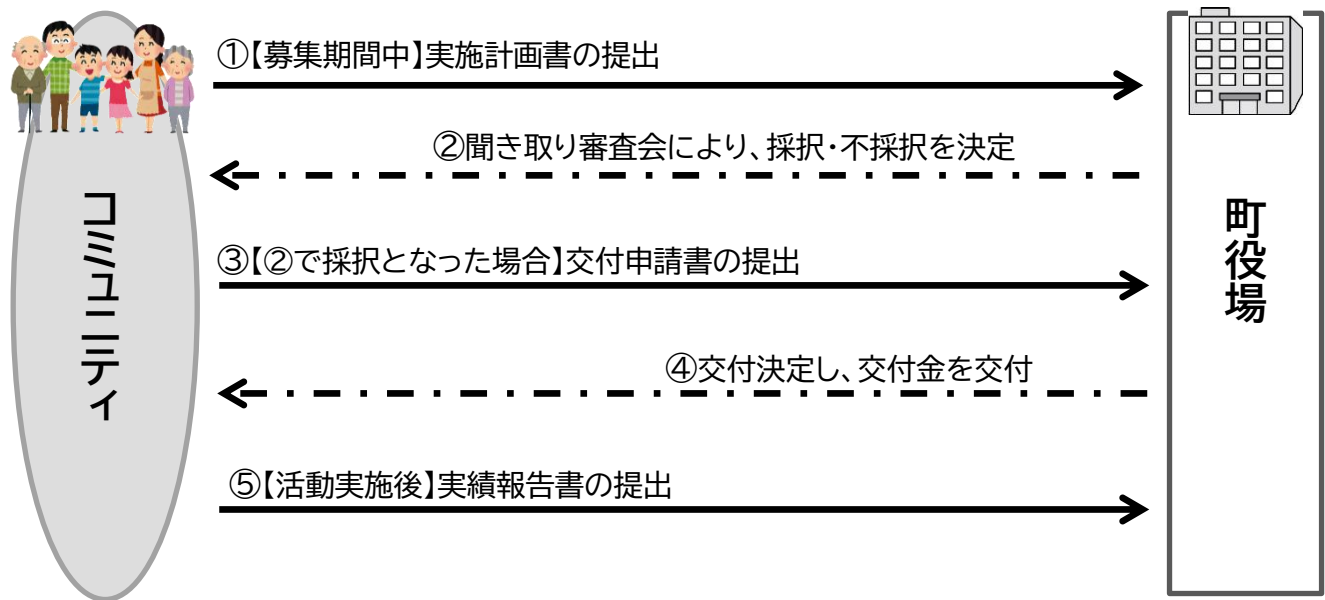
電 話:0858-37-5864(課直通)/FAX:0858-37-5339(代表)

メール:kikaku@e-hokuei.net

■選考方法

審査会を開催し、実施事業の採択を決定します。

■事業の流れ



■対象経費(例)

項 目	内 容
報償費	講師等の謝金
旅費	講師等の旅費
消耗品費	用紙・封筒・文具類等の購入費
燃料費	イベント等のため使用した会場や車両の燃料費等
食材費	野外体験活動等の教育を目的とする食材費、特産品開発における食材費
印刷製本費	参加者募集のチラシ等の作成費
光熱水費	※領収書上区分が困難なものは対象外
通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料等
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した経費
使用料及び賃借料	会議やイベント等で使用した会場や物品の使用料等
備品購入費	※事業遂行のためやむを得ない場合のみ。交付金額の2分の1以内。
食糧費	※事業遂行のためやむを得ない場合のみ。講師の昼食代、熱中症予防を目的とした飲料代、ワークショップ等で参加者が話しやすい環境づくりに必要とする茶菓子代(一人の数百円以内の最小限のものに限る)等。※定例的な会議の茶菓子等は認められません。

※交付決定前に実施したもので当該事業に必要不可欠な事業経費についても対象と認められる場合があります(既に完了した事業に要した経費は対象外)。

■支援期間

同じ内容の事業について支援を受けることができるのは通算3回までとします。

※ただし、同一年度内の支援は1回のみ。